

## 愛媛県立南宇和病院 警備業務委託契約書（案）

愛媛県立南宇和病院 院長 (以下「甲」という。) と

(以下「乙」という。) とは、愛媛県立南宇和病院の警備業務について、次の条項に基づき契約を締結する。

(委託の内容)

**第1条** 甲は、別記1「実施要領」及び別記2「仕様書」により愛媛県立南宇和病院（以下「病院」という。）の警備業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(委託の期間)

**第2条** 本契約の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(委託料)

**第3条** 委託料は、金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円) とする。

(契約保証金)

**第4条** \*愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

(権利義務の譲渡等の禁止)

**第5条** 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県公営企業会計規程（昭和46年公営企業管理規程第9号）及び愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき企業出納員が出納取扱金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(再委託等の禁止)

**第6条** 乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(調査等)

**第7条** 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、指示を行い又は報告を求めることができる。

(報告及び確認)

**第8条** 乙は、毎日警備内容を記録し、警備報告書を作成のうえ甲に提出し、警備状況を報告するものとする。

2 乙は、前項の記録報告とは別に、毎月業務を完了したときは、遅滞なく甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

3 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、すみやかに検査を行うものとする。

(委託料の支払)

**第9条** 乙は、前条の検査に合格したのち、甲に請求書を提出するものとし、甲は、適正な請求書を受領した日から起算し 30 日以内に委託料を支払うものとする。

2 委託料は、第3条の委託料の額を年 12 回の均等割で支払うこととし、均等割した額に 1 円未満の端数が生じる場合には、初回の支払時に調整するものとする。

(契約の解除)

**第10条** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき

(2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき

(3) 正当な理由がなく業務の履行を怠ったとき

(4) この契約の締結及び業務の履行に関して、不正な行為をしたとき又は甲の指示に従わなかったとき

(5) 業務を履行することが困難であると認めるとき

(6) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは

実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を、乙に請求することができる。

（予算不成立の場合の契約解除）

**第 11 条** 契約期間の開始までにおいて、本契約に係る甲の歳入歳出予算の金額について議会の議決がなかった場合は、甲はこの契約を解除することができるものとする。

- 2 前項の場合において、本件契約を履行するために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、乙は、その費用を請求することはできない。

（損害賠償）

**第 12 条** 乙は、その責に帰する理由により業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、次に定める範囲内でその損害を賠償しなければならない。

（1）対人賠償額：一人につき1億円、1事故10億円

（2）対物賠償額：1事故10億円

- 2 天災地変の不可抗力その他乙の責めによらない事由によって生じた故障については、乙はその責めを負わない。

（秘密の保持等）

**第 13 条** 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は業務を遂行する目的以外に使用してはならない。また、個人情報の取扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（事情変更による契約の変更）

**第 14 条** 契約締結後において、天災地変その他の不足の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(その他)

**第 15 条** この契約書に定めのない事項については、愛媛県公営企業会計規程及び愛媛県会計規則によるものとし、同規程及び同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2 4 3 3 - 1

甲 愛媛県立南宇和病院  
院 長

印

乙

印

## 【別記 1】

# 実 施 要 領

## 〔 愛媛県立南宇和病院 警備業務 〕

### 1 警備対象

南宇和郡愛南町城辺甲2433番地1

愛媛県立南宇和病院敷地内施設の警備

### 2 目 的

甲の所有する警備対象物件の保護に任じ、甲の業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

### 3 警備の実施方法

#### (1) 警備員

① 乙は、警備対象物件の警備室に、休日については、8時30分から翌日8時30分までの24時間1名を常駐する。

その他の日については、17時から翌日8時30分まで常駐する。

② 甲は、警備員の中で、業務の遂行上適当でないものが認められるときは、乙に対し必要な指示をすることができる。

③ 警備員は、防災盤を常時監視し、警備対象物件の内外を巡視し、次の任務に当たるものとする。

ア 火災の防止上必要と認められる点検、処置、及び早期発見と初期消火。

イ 施設の施錠箇所の点検、不法侵入者、不法不正行為の予防、警戒等及び盗難等の防止上必要と認められる処置。

ウ 甲の対象物件に異常事態が発生したことを確知したときは、事態の拡大を防止し、甲の担当責任者・関係機関に速報する。

エ 毎日の警備状況を、所定の様式により報告する。

オ その他、甲乙協議の上必要と認められる事項。

#### (2) 警備員の服装・装備

乙制定の制服制帽を着用し、身分証明書、警笛、懐中電灯、その他警備上必要と認められる装備を備える。

### 4 その他

(1) 警備上必要な警備室、ロッカー等の備品は甲が無償貸与する。

(2) その他必要と認められる事項については、実施段階において双方協議の上決定する。

## 【別記2】

# 仕 様 書

## 〔 愛媛県立南宇和病院 警備業務 〕

### 1 業務対象

愛媛県立南宇和病院及び同敷地内施設の警備、並びに電話交換及び総合案内を含むサービス業務。

### 2 警備等の業務方法及び体制

(1) 警備は、常駐警備とする。

(2) 体制

区 分	人 員	警 備 等 の 時 間	備 考
日勤者	1 名	8時30分～17時00分	土日、祝日、年末年始休日
夜勤者	1 名	17時00分～8時30分	平日、土日、祝日、年末年始休日

(3) 勤務拠点は南宇和病院防災センターとする。

### 3 業務内容

(1) 院内外巡視による警備等業務

下記事項に留意し巡視すること。

① 火災予防及び消火

ア 禁煙場所における喫煙者の取締り

イ 消火器設置場所の点検

ウ 火災の発見と初期消火

エ 火気使用箇所の点検

オ 煙草、ガス等の後始末の点検

② 盗難予防及び不審者等取締り

ア 不審者、徘徊者等の発見と排除

イ 侵入者等の発見と排除

ウ 病棟を除く各室の時間外における出入口の施錠確認

エ 立入禁止箇所の立入者取締り

オ 泥酔者等の一時保護と引き渡し

- カ 暴行傷害事件の防止
- キ 診療を妨害するものの排除

③ その他

- ア 構内違反駐車取締り及び整理
- イ 構内通路、駐輪場の整理
- ウ 地階、1階及び2階の各廊下灯の点灯及び消灯
- エ 危険箇所の発見と報告
- オ 各便所の点検

(ただし、女子便所については7時30分から19時00分を除く。)

なお、19時00分から7時30分の間の点検については、ノック等にて異常の有無を確認すること。

(2) 常駐場所における警備等業務

- ア 入退院名簿の整理及び案内
- イ 面会時間終了(19時00分)以降の出入者確認
- ウ 救急車の誘導及び案内
- エ 各室の鍵の貸出及び保管管理
- オ 遺失物の受付及び保管
- カ 1階トイレ呼び出しブザーの対応(救急外来看護師に連絡)
- キ 輸血用血液保冷库警報ブザーの対応(薬剤師に連絡)
- ク 応援医師用医師公舎鍵の受け渡し

(3) 電話交換業務

区 分	場 所	交 換 時 間
夜 勤 者	防 災 セ ン タ ー	17時15分～ 8時30分 (ただし、休日は 17時00分～ 8時30分)
休日等日勤者	防 災 セ ン タ ー	8時30分～17時00分

(4) その他の業務

- ア 国旗、県旗の管理
  - 掲揚 7時30分
  - 降納 17時00分
- イ 病院出入口の開閉

## 別添出入口開閉実施表のとおり

### 4 業務実施上の留意事項

- (1) 従事者の名簿を提出し、責任者を定めること。
- (2) 毎月、従事者の勤務割当表を作成し、提出すること。
- (3) 従事者は常に制服を着用し、身分証明書を携帯すること。
- (4) 来客者、患者の応接及び電話交換業務に際しては、言語及び態度等に品位を保つよう注意すること。
- (5) 事件等の取扱、措置に当たっては、緊急やむを得ないときを除き、努めて病院の関係者と協議して処理すること。
- (6) 乙は、従業員の身元、風紀、衛生、規律の維持について一切の責任を負い、甲が適当でないとした者は業務に従事させないこと。
- (7) 乙は、従業員に業務上知り得たプライバシーの保護に万全を期すように常に指導すること。

また、研修等を通じて個人情報保護の重要性を十分認識させること。

### 5 消防、防災設備等の監視と異常発生時の処置

- (1) 火災報知設備等の表示盤に異常表示がある場合は、直ちに現場に急行するとともに所定の処置を講ずること。
- (2) 異常発生時には、直ちに関係機関に通報するとともに、病院職員、事務当直者等とともに適切な措置をとること。
- (3) 初期消火の場合は、消火栓、消火器をフルに活用すること。
- (4) 患者の避難誘導は、病院職員と協力し対応すること。

### 6 報告

毎日の警備業務の状況は、警備日誌により院長に報告すること。

### 7 研修等

- (1) 病院が実施する消防訓練、防火研修等には参加すること。
- (2) 病院は、警備等業務の内容について適宜オリエンテーションを行う。
- (3) 火災、震災、その他の災害予防および人命の安全並びに被害を極力防止する目的で「南宇和病院消防計画」を定めているので、普段から、熟知しておき災害時には適切に対応すること。

## 出入口開閉実施表

場 所	区分	開 門 時 間	閉 門 時 間	備 考
正面玄関	平日	7:00	19:00	休日は終日閉
職員専用出入口	平日	7:00	21:00	休日は終日閉
夜間受付出入口		7:00	19:00	平日・休日問わず
薬局専用出入口	平日	8:30	17:00	休日は終日閉
授乳室前非常口	必要時のみ開閉			
泌尿器科横非常口	必要時のみ開閉			
中央廊下東非常口1	必要時のみ開閉			
中央廊下東非常口2	必要時のみ開閉			
放射線操作廊下非常口	必要時のみ開閉 放射線職員で対応			
放射線待合廊下非常口	必要時のみ開閉			
RI廊下非常口	必要時のみ開閉			
地階リネンサービス出入口	毎日	5:30	18:30	給食職員で対応
地階標本室横出入口	必要時開閉及び 病院職員より患者退院等により要請があった場合は、 開鍵すること。			
屋上出入口	毎日	7:30	18:30	

## 警 備 業 務 執 行 書

夜 勤	日 勤	備 考
17:00 病院(日勤者)から引継 鍵保管管理	8:30 夜勤者より引継 鍵保管管理	
18:00 院内外巡回	9:00 院内外巡回	
19:00 正面玄関施錠 夜間受付出入口施錠	10:00	
20:00 院内外巡回	11:00 院内外巡回	
21:00 職員専用出入口施錠	12:00	
22:00 院内外巡回	休憩(1時間)	
23:00	13:00 院内外巡回	
24:00 院内外巡回	14:00	
1:00	15:00 院内外巡回	
2:00	16:00	
休憩(1時間)	17:00 夜勤者へ引継	
3:00		
4:00		
5:00 院内外巡回		
6:00		
7:00 院内外巡回 正面玄関、職員専用出入口、 夜間受付出入口 開錠		
7:30 屋上出入口開錠		
8:00 鍵引渡し		
8:30 病院へ引継		

### 【注意】

- ・院内外巡回時以外は、電話交換業務、案内業務を行う。
- ・時程表に示された休憩時間中は、当該業務に対応しないこと。
- ・休憩時間にやむを得ず事案対応しなければならない場合は、時程表に定める休憩時間に関わらず、当該休憩時間の前後に休憩時間を変更することができる。